

貸金業者登録票

登録番号 神奈川県知事(4)第05045号

登録有効期間 2025年2月10日～2028年2月10日

ナイスコミュニティ株式会社

貸付条件表

リペアメント制度(証書貸付)

(当社の管理するマンション管理組合に対する修繕工事資金の貸付)

貸付の利率	0.95%～5.0%		
手数料 (税別)	融資額1,000万円以下	20,000円	
	融資額1,000万円超	30,000円	
遅延損害金	元金支払い遅延の場合は、年利14.6%の割合による遅延損害金		
返済方式	元利均等返済		
返済期間	5年以下で1年単位の返済期間		
返済回数	返済日は毎月5日とし、返済回数は12回～60回		
担保・保証人	受入保証金をお願いすることがあります。保証人は不要です。		
主な返済例	借入金1,000万円、利率2.50%、返済期間5年、返済回数60回、元利均等払いの場合		
	返済額	毎月177,500円(最終回のみ、152,233円)	
	返済日	毎月5日	
	返済総額	10,624,733円(内訳:元金10,000,000円、利息624,733円)	

事業用資金等の貸付(証書貸付)

貸付の利率	1.15%～7.00%		
遅延損害金	元金支払い遅延の場合は、年利14.0%の割合による遅延損害金		
返済方式	期日一括返済 (但し、随意返済可能)	元利均等返済	
返済期間	48ヶ月以内の期間	396ヶ月以内の期間	
返済回数	返済回数は1回	2回～396回	
担保・保証人	所有の不動産に対して抵当権を設定し、本不動産に対する損害保険に質権を設定させていただく場合があります。連帯保証人をお願いすることがあります。有価証券を担保にすることもあります。		
主な返済例	借入金1,000万円、利率2.975%、返済期間1年、一括返済の場合		
	返済総額	10,297,500円(内訳:元金10,000,000円、利息297,500円)	

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1.当社は、企業として社会的責任を全うするため、反社会的勢力とは関係を遮断する。
- 2.当社は、反社会的勢力や団体などに対する対応を当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」に定め、役職員に対し、周知徹底を図る。

(当社の契約する指定紛争解決機関)

東京都港区高輪3-19-15

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

電話番号 03-5739-3861

ナイスコミュニティー株式会社

登録番号 神奈川県知事(4)第05045号